

## 男女同一賃金に関する法制

### 日本では

#### ●憲法第14条

すべて国民は法の下に平等であって 性別などにより 政治的 経済的 社会的関係において差別されない

#### ●労働基準法第4条

使用者は 労働者が女子であることを理由として 賃金について 男子と差別的取扱いをしてはならない

### 国際的には

#### ●国際人権規約

女子については 同一の労働についての同一報酬とともに 男子が享受する労働条件に劣らない労働条件を保障する

#### ●婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

同一価値の労働についての同一報酬（諸手当を含む）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価についての取扱いの平等を確保する

#### ●ILO100号同一賃金条約

加盟国は同一価値の労働についての 男女労働者に対する同一報酬の原則を全労働者に適用するようすすめなければならない

## 「国連婦人10年」について

1975年国際婦人年世界会議で 世界行動計画が採択されました

1975年第60回 I L O 総会で「婦人労働者の機会と待遇の均等を促進するための行動計画」が採択されました

### 1976年から1985年までを 国連婦人の10年

とすることを 国際連合が宣言しました  
1980年「国連婦人の10年・1980年世界会議」で「国連婦人の10年」後半期のための行動計画が採択されました

各国で 国際婦人年の目標である  
平等 発展 平和  
の達成のために努力がつづけられています

わが国でも これらの計画を国内政策にとり入れるとともに 各方面で男女の平等をめざす活動が行われています

御相談 お問合せは下記へ

# 男女同一賃金をすすめよう



労働省婦人少年局

リーフレットNo.174 1981

# 男女同一賃金をすすめよう

## 男女同一賃金とは

使用者が女子であることのみを理由として 賃金について男子と差別的取扱いをしないことです 女子であることのみを理由とする差別的取扱いとは 労働者が女子であることのみを理由として あるいは社会通念として 若しくは 事業場で女子労働者が一般的平均的に能率が悪い 能力が低い 勤続年数が短い 扶養家族が少ないことなどを理由として初任給や入社後の賃金で差別することです ただし職務の内容 能率 技能などによって賃金に差があることは 差別的取扱いとはなりません

## あなたの職場の賃金制度はどうなっていますか

初任給や基本給 諸手当（住宅 家族 生計 特別 通勤など）昇給額 昇給基準について 次のような取扱いがあれば それについて合理的な理由があるかどうか 就業規則 労働協約などをもう一度見直してみましょう

- 職務内容 学歴などに差がなく 男子9万円 女子8万5千円と賃金格差を設けて適用するなど 初任給に男女で差を設けること

- 本俸を年齢と勤続年数によって決定するとした上で 年齢と勤続年数を組合せた高低二種の賃金表を作成し男子には高い賃金表を 女子には低い賃金表を各々一律に適用した結果 年齢 勤続年数などに差がないにもかかわらず男女で本俸の格差を生じるなどのように一律に男女別に賃金表を設け 適用すること

- 男子は定年まで昇給するのに 女子は30才まで頭打ちとしたり 勤務実績などとは無関係に男女で昇給額に差を設けるなど 昇給に関し年齢 金額などについて男女で差を設けること

- 住宅手当 家族手当 生計手当 本俸特別加算などの諸手当を 男子のみに支給する あるいは 女子には低く支給するなど 手当の金額支給条件に男女で差を設けること

- 就業規則などに支給要件などが明記されている退職金の算定基礎額 支給率などについて男女で差を設けること